

小型バスをお売りします

スクールバスとして使用していました小型バスをお売りいたします。
購入を希望される方は、次のとおり見積書を提出してください。

■ 物件

登録事項証明書に記載内容（発行日：平成22年1月15日）

自動車登録番号	室蘭200 さ 75	登録年月日	平成19年1月19日
初度登録年月	平成13年1月	自動車の種類	普通
用途	乗合	自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	キャブオーバ	車名	三菱
型式	KK-BG64EG	乗車定員	29人
車両重量	3800kg	車両総重量	5395kg
車体番号	BG64EG-100226	原動機の型式	4M51
長さ	699cm	幅	232cm
高さ	266cm	総排気量	5.24リットル
燃料の種類	軽油	前前軸重	1910kg
後後軸重	1890kg	自動車検査有効期限	平成23年1月21日
型式指定番号	10055	類別区分番号	0007
ミッション	5速マニュアル	ハンドル	右ハンドル
定期点検記録簿	記録簿あり	車体の色	白/薄茶系のツートン
走行距離	316773km	駆動方式	4WD
その他	スタドレスタイヤ装着、夏タイヤあり、オートエアコン装備 リサイクル料金支払い済、町章・No.及び町名は当方で取り外します。		

※この物件は、予告なく中止または変更される場合がありますのでご容赦ください。

■ 物件の写真



■ 車両下見会

平成22年3月4日（木） 午前9時～
門別公民館前駐車場（日高町門別本町210番地の1）

■ 見積書提出要件

(1) 見積書提出期限

平成22年3月11日(木) 午後2時まで【郵送による見積書の提出は認めません。】

(2) 見積参加資格

- ・日高町に住所を有する個人及び法人
- ・契約を締結する能力を有しないこと、破産者で復権していないことなどの欠格事項に該当する方以外 ※1
- ・町税に未納がないこと

※1 未成年者・被補佐人・被補助人でも法定代理人の同意を得ているものはお申し込みいただくことができます。

(3) 見積に必要な書類

- ・見積書(見積金額を記入、記名、押印、封筒に入れ表に見積書在中と朱書きのうえ封をしてください。)
に下記の書類(提出日の3ヶ月以内に発行されたもの)を添付して提出願います。
なお、提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

【個人が申し込む場合】

- ①身分証明書（本籍地の市区町村が発行したもの） ※ 2 1 通
- ②印鑑登録証明書 1 通
- ③納税証明書 1 通

※ 2 外国人の場合は、身分証明書にかえて外国人登録原票記載事項証明書が必要です。

【法人が申し込む場合】

- ①法人登記簿謄本 ※ 3 1 通
- ②印鑑証明書 1 通
- ③納税証明書 1 通

※ 3 履歴事項証明書か現在事項証明書をご提出ください。

(4)見積書の用紙

・日高町役場管財建築課財産管理グループに用意してありますので、提出期限前に取りに来られますようお願いいたします。

(5)見積書提出先

・日高町役場管財建築課財産管理グループ（日高町門別本町210番地の1）

■ 予定価格

・350,000円（消費税別）とします。

■ 落札者の決定

- ・日高町が設定した予定価格以上の価格で最高の価格を見積もった者とします。
- ・落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者または代理人にくじを引かせて落札者を決定します。

■ 契約及び代金の支払い

・見積合わせ結果の通知日(発送日)から10営業日以内に契約します。なお、売買代金の支払いは契約締結日から20営業日以内といたします。

■ 車両引き渡し

- ・売買代金の支払いが確認されましたら、現在の車検証をお渡しします。
- ・落札者が車両の名義変更を行うこととし、変更が確認されましたら車両を引き渡します。

【お問い合わせ先】

日高町役場管財建築課財産管理グループ 電話 01456-2-6187

平成二十三年歌会始のお題
詠進歌詠進要領について

●平成二十三年歌会始のお題
「葉」と定められました。
※お題は「葉」ですが、「若葉」「落葉」「葉緑素」のように、葉の入った熟語を使用しても差し支えありません。

●詠進歌の詠進要領

- ① 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限りません。
- ② 書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日及び職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください。なお、主婦の場合には、単に「主婦」と書いても差し支えありません。
- ③ 用紙は、半紙とし、記載事項はすべて毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意（但、半紙サイズ二十四cm×三十三cmの横長とし、毛筆でなくても差し支えありません）。
- ④ 病気又は身体障害のため毛筆にて自署することができない場合は左記によることが可能です。

●注意事項

- ① お題を詠み込んでいない場合・短歌の定形でないものも又用紙が縦長の場合。
- ② 一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
- ③ 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合
- ④ 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
- ⑤ 詠進要領④に記した代筆の理由を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
- ⑥ 住所、氏名、生年月日、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

●詠進の期間

お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、消印が九月三十日までのものを有効とします。

●郵便のあて先

〒110-0181 東京都千代田区宮内一丁目一〇番一〇号「宮内庁」に封筒に入れて、「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は小さく折って封入して差し支えありません。

宮内庁のホームページには、直接、住所、氏名、職業、郵便番号、お問い合わせの添えて、九月二日までに問い合わせてください。
(http://www.kunaicho.go.jp/) をご参照下さい。